本件控訴を棄却する。

原判決中被控訴人(附帯控訴人)敗訴の部分を取消す。

控訴人(附帯被控訴人)は被控訴人(附帯控訴人)に対し、金二〇万円 に対する昭和三二年一一月五日から完済に至るまで年六分の割合による金員を支払 え。

訴訟費用は第一ないし第三審を通じ、全部控訴人(附帯被控訴人)の負 担とする。

控訴代理人は「原判決中控訴人敗訴の部分を取消す。被控訴人の請求を棄却する。本件附帯控訴を棄却する。訴訟費用は第一ないし第三審を通じ、全部被控訴人 る。本行門市住所を集却する。訴訟員用は第一ないし第二番を通じ、主即被任訴人 (附帯控訴人)の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は本件控訴及び附 帯控訴につき主文同旨の判決(二〇万円に対する年六分の割合による金員請求部分 の始期を繰下げることにより、当審において請求の減縮がなされた。)を求めた。 当事者双方の事実上の陳述、証拠の提出、援用、認否は、左記の点を附加する外 原判決の事実摘示と同一であるから、ここにこれを引用する。

控訴代理人は、被控訴人のいわゆる名板貸の主張に対して、

商法第二三条は取引より生ずる責任につき適用があるものであるとこ ろ、訴外Aが被控訴人に対し負担する債務は、偽造手形により金員を詐取した不法 行為上のものであるから、商法第二三条と関係がない

(二) そうでなくとも、本件手形が偽造である以上商法第二三条を適用または 準用することはできない。偽造された者は如何なる場合も手形上の責任を負うこと はない。

そうでなくとも、控訴人は営業を廃止しその商号は消滅したので、商号 (三) の貸与者とはなり得ないものというべく、商法第二三条の責任を負ういわれはな い。又かように営業を廃止した場合は、すくなくとも他人の商号使用を放任、傍観 したことを以て黙示の許諾を与えたと解すべきでない。けだし不作為による許諾が 禁反言原則の効果を生ずるにはその不作為が一定の義務違反を構成するものである ことを要するところ、既に営業を廃止している者には、商号使用者に不正目的ある ことが明らかに認識できた等特段の事情ある場合を除き、その差止をなすべき義務 はないからである。而して本件においては右特段の事情は存しない。

(四) 以上の主張がすべて理由ないとするも、営業主を誤認して取引したもの に誤認につき過失が存するならば、商法第二三条によつて責任を追求し得ないもの であるところ、被控訴人には控訴人を双葉自動車修理工場の営業主と誤認するにつ き重大な過失が存したものであつて、この点からも被控訴人の主張は失当である。

と陳述し

被控訴人(附帯控訴人)代理人は、附帯控訴の点につき、 本件手形が支払呈示期間内に支払いのため呈示されなくとも本訴状送達の日の翌 日たる昭和三二年――月五日から控訴人(附帯被控訴人)は遅滞の責に任ずること になる。

と陳述した。

控訴代理人は当審差戻前及び差戻後における控訴本人尋問の結果を援用し、 甲号各証の成立を認め、被控訴代理人は甲第六号証の一、二を提出し、当審差戻前 及び差戻後における被控訴会社代表者B尋問の結果を援用した。

曲

被控訴人が、金額二〇万円、満期昭和三二年一月三一日、支払地振出地ともに鳥 取市、支払場所鳥取銀行本店、振出日昭和三一年一二月八日、振出人鳥取市 a 町 b 番地双葉自動車修理工場Cと記名があり、その名下に「C」の捺印がある約束手形 (甲第一号証)を所持していることは、控訴人の明らかに争わないところである。

被控訴人は、本件手形は訴外Aが控訴人の代理人として、直接に本人の記名捺印をして振出したものであると主張するけれども、これを認めるに足る証拠はないというべく、却つて、甲第一号証振出人の記名捺印部分と、原審証人Dの証言により 控訴人自身が双葉自動車修理工場を経営していた当時使用していた印章による印影であると認め得る検乙第一、二、三号証並びに成立に争いのない乙第一〇号証裏書 人の記名捺印部分とを対照し、原審証人D、同E(第一、二回)の各証言、原審及 び当審差戻前差戻後の各控訴本人、被控訴会社代表者B尋問の結果を総合すると、 後記認定する如く、本件手形は控訴人から自動車修理工場の建物等を賃借して、 修理業を営んでいたAか、その営業資金として被控訴人より二〇万円を借受けるに

際し、偽造印章を使用し、控訴人に無断で作成したものであることを認めることができる。したがつて本件手形が真正に成立したことを前提とする被控訴人の第一次的主張は理由がない。

次に被控訴人は、いわゆる名板貸の法理によつて控訴人は本件手形振出人として の責任を免かれ得ないものと主張し、これに対し控訴人は、被控訴人において営業 主を誤認したとしてもその点に過失があり、請求は失当であると抗争する。

成立に争いのない甲第五号証、第六号証の一、二、乙第八ないし第一一号証、弁論の全趣旨により成立を認め得る乙第三号証の一、二、第四ないし第七号証、原審証人E(第一、二回)の証言及びこれにより振出部分の成立を認め得る甲第二、四号証、原審証人D、同F、同G、同H、同I、同Jの各証言、原審及び当審差戻前差戻後の各控訴本人、被控訴会社代表者B各尋問の結果(但し控訴本人、被控訴会社代表者尋問の結果中後記措信しない部分を除く。)を総合すると、

控訴人はその父Kの経営する酒類販売業K商店(後に株式会社K商店に改組)の 営業の中心となつて働いていたが、右酒店に使用する数台の自動車の修理代も月々 相当額に嵩むため、右修理代の節約にも資することになるし、新たに自己の名で自動車修理販売業を営もうと考えたこと、そこで父より資金の拠出を受けて、右酒店店舗及び自宅より四—五〇米離れ、同じ通りに面する鳥取市a町b番地に自動車修理工場を建設し、従前右酒店自動車の修理を依頼していた工場に働いており、予て より控訴人が技能、人柄を見込んでいた前記Aを修理技術責任者として雇入れ、又 他に工員数人を雇つて、昭和二八年六月頃右工場において「双葉自動車修理工場」 なる商号を以て自動車修理販売業を始めたこと、然し控訴人は右酒店の業務が多忙 であり、又もともと自動車修理販売については何等の経験もないところから、Aに 対し工場責任者として自動車修理の責任を持たせることはもとより、自動車販売についての対外交渉、販売代金、修理代金の集金等具体的の業務一切をほとんど一任 し、控訴人自身は、僅か自己の友人知人に自動車の買入修繕を勧誘することはあつ たが、営業面には顔を出さず、Aから毎月営業報告を徴し、時折工場を見廻つて監 資金面の手当をする等のことをしていたこと、部品代等支払のため小切手や 約束手形を振出す時は、控訴人において右酒店の使用人である訴外Dに命じ、同人が右酒店内で保管する「鳥取市a町b番地双葉自動車修理工場」「C」のゴム判、 「C」の印章を使用してこれを作成していたこと、そのうちAは控訴人の信頼に背き、工場の運営も適切でなく、営業成績は挙らず、控訴人に対する月々の営業報告も怠りがちとなつたので、控訴人は昭和三〇年一〇月遂に右自動車修理販売業を廃 業することにしたこと、ところがAは、右工場を賃借りして自動車修理販売業を自 己が独立して経営したいと申し出たので、控訴人はこれを許すこととし、右酒店の 自動車修理代が大凡一個月二万五〇〇〇円かかつていた実績にかんがみて、右工場の建物工具等一切を一個月二万五〇〇〇円でAに貸与し、右賃料と修理代を相殺

 代金等の振込みがあり、Aが行方をくらます僅か前の昭和三二年八月漸く解約がなされたこと、控訴人はAがスクーターを他に納入し、あるいはアフターサービスに出向く際、必要があれば時折車体に「K商店」の記載ある自動車を貸与してこれを使用せしめたこと、なお控訴人は右酒店の自動車修理の用事があつたりして、Aの経営になつても時折右工場に顔を出していること。

被控訴会社代表者Bは、昭和三〇年春頃近所のL医院に勤務する事務員訴外Eより、Aを「控訴人の経営にかかる双葉自動車修理工場の工場長で、実際の経営一切 を委せられている人」として紹介を受けたこと、右目は市民病院の医師より右工場の紹介を受けたものであり、その関係で右L医院は昭和二九年末か同三〇年始め頃 右工場よりスクーターを購入し、その間Eは右工場を訪れた際、控訴人とA同席の 上食事を供されることがあつたりして、K商店は相当手広くしかも堅実に営業し、 したがつて控訴人は信用のある者であり、又工場においてはAが責任者の地位にあ ること等を承知し、よつて右工場及びAを極度に信用するに至つたこと、Eが右の 趣旨を伝えて説得するし、又L医院が右工場と取引していることを現認して、Bも右工場及びAを信用するようになつたこと、そうして被控訴会社も同三〇年七月Eのすすめでスクーター中古車を右工場より購入し、その修理等のためBも時折右工 場を訪れてAと親しくなり、ついで経営がAに移つた後である同三一年七月にはス クーターを大型新車に買換えたこと、その後間もなくAは被控訴会社に赴き、Bに 対し「L医院に入れる車を大阪にとりに行くのに金が要るから貸してくれ、同医院 から金を貰つたら支払うから。」と懇請したこと、Bは、Aがスクーターを運んで来た際もK商店の記載ある四輪貨物自動車を使用しており、近所のL医院へも右自 動車が来てアフターサービスをしているのを現認しており、スクーター修理等のため右工場に出入りした際格別模様が変つているとは見えなかつたので、依然として 控訴人が右工場を経営しているものと信じ、近所のL医院への納入車なら代金の回 収も容易である関係も考えて、本件手形と同一振出人名義にしてAの偽造にかかる 約束手形一通の交付を受け、一五万円を利息日歩二〇銭支払期日一個月後の約で手 形貸付けしたが、右貸付金は支払期日に完済されたこと、同年一二月八日再びAが 被控訴会社に来てBに対し「銀行に当座があるが、工場の資金として現在のところ枠一杯つかつているので、おやじ(控訴人のこと)が他から都合してこいといつた。」と称し、二〇万円の貸与方を申入れたこと、Bは前同様右工場は依然として控訴人の経営であると信じ、前の貸金も回収されたことからAの言を信用し、控訴人の経営であると「は、たいで、人が後生した。 人自身に当つてみることはしないで、Aが偽造した本件手形の交付を受け、二〇万 円を日歩二〇銭の約で手形貸付したこと、

を認めることができる。

前記認定事実からして、被控訴会社代表者Bが右工場の営業主は控訴人であると誤認した点につき過失もないということができる。かりに、注意してみれば右工場の異動に気付く筈であり、又一方では手広く堅実に酒店を経営しているをが、右工場の方では最近に至り二度も高利でわさわざ田舎の金融業者に融資を持め、しかも本人は来ないというのであるから、Bとしては事業の実態に不認をも、、営業主の交替があるのではないか確めてみるべきであり、営業主の誤認はなら、営業主の交替があるのではないか確めてみるべきであり、営業主の誤認はないとしても、すくなくともそれは重大な過失であるとしたがつて控訴人が名板貸人としての責任を負うべきことに変りはないのである。けだし現代の商取引は益々表見的事実を信頼せざるを得ないのできる。けだし現代の商取引は益々表見的事実を信頼せざるを得ないのできる。はから、これを誤認したものに重大な過失がある場合のほか名板貸人は責任を免かれ得ないと解すべきだからである。

よって控訴人は商法第二三条により本件手形振出人としての責に任じなければならないというべく(本訴においてはもとより手形債務が追求されているものでよる不法行為上の責任が追求されているものでない。手形振出が無権代理となるによるであどうと手形の偽造の場合であとうと、商法第二三条の適用はある。一次に付着といけれども、然し名板貸人が手形上の責任はないけれども、然し名板貸人が手が上の責任をものに手形上の責任はないけれども、然し名板貸人が手が上の責任をものにきない。これらについての控訴人の責任をものできない。これらについての控訴人の請求を認った。というできない。)、手形金額二〇万円の支払いを求める被控訴人の請求を認った。第1次は相当であり、本件控訴は理由がないので棄却することとする。次に附帯控訴について考えるに、被控訴人(附帯控訴人)は本件手形を支払上に対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策と表して、対策を表して、対策を表して、対策を表し、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、

次に附帯控訴について考えるに、被控訴人(附帯控訴人)は本件手形を支払呈示期間内に支払いのため呈示しなかつたことは自認するところであるが、控訴人(附帯被控訴人)は本訴状が送達されることにより、送達されたこと記録上明らかな昭和三二年――月四日より遅滞の責に任ずべきものであり(当時被控訴人(附帯控訴人)は本件手形を所持していた。)、手形金額二〇万円に対する同月五日より年六分の割合による利息金の支払いを求める被控訴人(附帯控訴人)の請求部分も正当

として認容すべく、原判決中これを棄却した部分は失当として取消を免かれない。 よつて控訴につき民事訴訟法第三八四条、附帯控訴につき同法第三八六条、訴訟 費用につき第八九条第九五条第九六条を各適用し主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 高橋英明 裁判官 竹村寿 裁判官 千場義秋)